## 佐賀県選挙管理委員会告示第36号

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第150条第1項に規定する基幹放送事業者をいう。以下同じ。)及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のように定め、平成25年7月28日から施行する。

なお、衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送(平成8年佐賀県選挙 管理委員会告示第30号)は、平成25年7月27日限り廃止する。

平成 25 年 7 月 19 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 松 尾 紀 男

放送設備	基幹放送事業者名	回数
テレビジョン放送	株式会社サガテレビ	1
ラジオ放送	長崎放送株式会社	1